

青森県原子力・エネルギー対策県民会議設置要綱

(趣旨)

第1 県は、原子力発電及び核燃料サイクルが我が国のエネルギー政策上重要な事業との認識のもと、安全確保を第一義に地域振興に寄与することを前提として原子力施設の立地に協力するとの基本方針に従い、国の原子力・エネルギー政策、本県に立地する原子力施設の安全性、原子力防災、地域振興など原子力・エネルギーを巡る様々な課題について幅広い意見を聴き、今後の行政課題に対し、県民の目線に立った適切な対応を行うため、青森県原子力・エネルギー対策県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(構成)

第2 県民会議は、委員12名以内をもって構成し、知事が委員を委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

3 委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(議長等)

第3 県民会議に、議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4 県民会議は、知事が招集する。

2 県民会議の議事運営は、議長が行う。

3 委員が県民会議に出席することができないときは、委員の推薦団体において委員を代理する者を、代理人として出席させることができる。

4 知事は、必要に応じ一部の委員による会議を開催することができる。

5 知事は、必要に応じ委員以外の者の出席を求めることができる。

(指導・助言)

第5 知事は、原子力・エネルギーを巡る様々な課題について、必要に応じ委員に指導及び助言を求めることができる。

(庶務)

第6 県民会議の庶務は、環境エネルギー部原子力立地対策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月12日から施行する。